

聖心女子大学図書館委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、聖心女子大学図書館規程第4条の規定に基づき、図書館委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館規程第3条に規定する図書館長が諮問する以下の事項
 - ① 図書館の運営の大綱及び方針に関する事項
 - ② 図書館の予算に関する事項
 - ③ 図書館の諸規則に関する事項
 - ④ 図書館資料の収集方針に関する事項
 - ⑤ その他図書館長が必要と認める事項
 - (2) 図書館と各学科専攻との連絡調整及び図書館利用等に関する事項
 - (3) その他委員会が必要と認める事項
- 2 委員会は前項の審議事項に関し、調査等を実施することがある。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 図書館長
- (2) 本学専任教員のうち各学科専攻の推薦に基づき学長が指名する委員8名
- (3) 図書館事務部長
- (4) 図書館長が指名する図書館事務部職員若干名
- (5) その他図書館長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された者が代理となる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 委員会の会議は、委員総数の過半数の出席によって成立し、議決を要する事項については、出席委員の過半数の賛成をもってする。

(運営委員会等)

第7条 委員会は、特定の事項の審議、実施のため、運営委員会、専門部会、作業部会等の組織を設置することができる。

- 2 前項の組織は、第3条に規定する委員により構成するほか、委員会が必要と認める場合は、同委員以外の者を構成員として加えることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は図書館事務部が所管し、議事録の作成及び保管に当たる。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 図書館運営協議会規程（昭和55年4月1日制定）は廃止する。